

守口市工事検査補助業務委託 仕様書

1 業務委託名 守口市工事検査補助業務委託

2 履行場所 守口市京阪本通2丁目5番5号 外市内一円

(基本的に書類検査は守口市庁舎、現地検査は市内一円の各工事現場で実施する)

3 履行期間 契約締結日 から 令和10年3月31日 まで

4 業務の目的

本業務委託は、当市公共工事の品質を確保するため、専門的な知識又は技術を有するものに工事検査補助を委託し、適正な工事検査を実施することを目的とする。

委託補助検査員は、経験と専門的な知識、技術を有する人材を想定しており、対象工事は公共工事であることから、経済性、公平性の観点から高い倫理観も求める。

なお、工事検査の補助とは、守口市が発注する契約金額2,000万円以上の工事を対象に、本市職員による工事検査員とともに工事検査を実施し、上記の観点から工事検査員に適正な支援を行うものである。

また、工事技術研修を行うことにより、当市技術職員の工事に係る技術力の向上を図る。

5 業務委託予定数量

年間の業務委託予定数量は、次の件数を想定している。なお、予算議決状況や入札契約状況により(1)工事検査補助業務委託の数量は増減する場合がある。

(1) 工事検査補助業務委託 58回程度(1人・1工事)/年

※委託補助検査員1人1工事あたりの単価契約方式とする。

※令和7年度のみ履行期間の都合上、51回程度/年とする。

(2) 工事技術研修業務委託 2回(4時間・1研修)/年

※1研修4時間あたりの単価契約方式とする。

また、実際の業務委託予定数量については、年度毎に本市と協議の上、数量を把握し確定するものとする。

6 工事検査補助業務委託の業務内容

1) 配置する委託補助検査員

以下項目について全て満たすものとする。

・公平性の観点から、当該工事を実施する民間企業と関わりのないものとする。また、当該工事について監督業務を行っていないものとする。

・各工事検査に必要な資格

土木、造園、上下水道、電気設備、機械設備等工事に係る検査については、技術士(部門は該当する工事部門とする)

建築工事に係る検査については、一級建築士、設備設計一級建築士、建築設備士、技術士（部門は該当する工事部門とする）のいずれか

- ・検査対象工事に類する工事の経験年数・・・10年以上

※契約後、委託補助検査員経歴書を提出すること。

2) 業務内容

1 工事検査（委託補助検査員1人）あたりの業務量

(1) 検査要領・検査基準及び工事内容の把握【工事検査前】

守口市が実施する工事検査に係る検査要領や基準類を把握する。

当該工事検査の委託補助検査員として選任された後、本市が提供する契約図書等（施工計画書、設計書、設計図面、仕様書等）の資料により工事内容について把握する。

(2) 事前質問・確認事項の作成【工事検査前】

(1)の資料をもとに、検査項目を整理し、質問事項があれば質疑書を作成し本市に提出する。なお、質問事項は極力事前に検査前までに市を通じて回答を得て、確認をすること。

(3) 書類検査の実施（半日程度）【工事検査当日】

検査当日は、事前質問事項の内容確認とともに、契約図書等及び工事関係書類全般の検査を行う。なお、書類検査は、原則守口市庁舎で行う。

(4) 現地検査の実施（半日程度）【工事検査当日】

現地の状況を確認し、目的物に関しては、出来形や品質の他、出来栄えについても検査を行う。なお、現地検査は、原則守口市内の当該工事の現地で行う。

(5) 報告書の作成【工事検査終了後すみやかに】

検査終了後、委託補助検査員1人につき、1件ずつ報告書を作成し、本市へ提出する。

3) 参考 現時点における工事予定リスト（令和7年度分のみ）

工事の種類	件数	人工	備考
土木工事	4	5	
土木管更生工事	4	4	
下水道施設工事	2	3	
造園工事	2	2	
建築工事	4	11	建築、電気、機械など複数職種あり
建築設備工事	1	1	
建築解体工事	2	4	建築、土木など複数職種あり
合計	19	30	

※数量は予算議決状況や入札契約状況に応じて変更することがある。

4) その他

- (1) 市から提供する資料は、原則電子データとする。提供されたデータは、業務終了後、適切に消去すること。なお、受託者の観点から紙資料を確認したい場合は、市に確認

の上、守口市役所にて確認すること。

(2) 現地検査への移動（守口市庁舎から現地への移動）は、必要に応じて市の検査職員と公用車で移動することを認める。

(3) 以下の法令に準拠して業務を履行すること。

- ・ 地方自治法
- ・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律
- ・ 守口市契約規則
- ・ 守口市工事検査規程
- ・ 守口市検査実施基準
- ・ 工事成績採点基準

7 工事技術研修の業務内容

1) 土木工事技術研修会 1回

1回あたり午前2時間、当日の午後2時間の計4時間

対象者：守口市土木工事担当職員（技術職員）約30名

内容：公共土木工事に係る工事監督または工事検査に係る基本的事項の習得。下水道工事（シールド工法、推進工法等）など。

2) 建築工事技術研修会 1回

1回あたり午前2時間、当日の午後2時間の計4時間

対象者：守口市建築工事担当職員（技術職員）約30名

内容：公共建築工事に係る工事監督または工事検査に係る基本的事項の習得。建築設備工事（電気設備、空調設備等）など。

8 その他

- ・ 工事検査は3月中旬から下旬に集中するため、十分な技術者を確保しておくこと。
- ・ 委託内容については、提案内容をもとに双方調整を行った上で協議が整った場合、変更を認める。
- ・ 工事検査報告書については、守口市の内部研修資料として共有することがある。
- ・ 工事技術研修の内容については、守口市の内部研修資料として共有することを前提とし、電子データを納品すること。
- ・ 支払方法については、四半期払とし、完了届及び数量報告書を本市に提出の上、本市の検査を受けた後、支払請求を行うものとする。
- ・ 企画提案書（様式7-1、様式7-2、様式8、様式9）に準拠して、業務を履行すること。